

令和2年度 第7回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和2年10月23日（金） 午前9時から午前10時40分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	中塩屋 均	欠	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	榎原 辰夫
出	堀之内 節子	出	倉田 雪男	出	園田 誠	出	福元 康光
出	障子田 勝	出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	出	泊 義秋	出	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	出	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	出	牧之瀬 弘行	出	有村 隆		

推進委員

出	垣内 直人	出	栗山 タカ	出	西元 貞幸	出	清水 洋平
出	大園 和幸	出	高田 裕幸	欠	徳田 潤一	出	入佐 哲朗
出	鶴田 勉	欠	田村 利秋	出	本村 ヤス子	出	川崎 守
出	上穂木 紀順			出	持増 正		
出	永山 智哉	出	藏ヶ崎 俊光	出	有馬 研一		
出	谷口 芳久	出	鬼塚 哲郎	出	立元 和揮		

4 部外者出席

農林水産課	農業振興管理係	主査 山中 俊明
	かのやアグリ起業ファーム推進室	主事 牧野 亮
農地整備課	地籍調査推進室	次長 藺牟田 博文

5 事務局職員

局 長	長友 浩志	
次長兼振興係長	西迫 博	
農地係長	下原 隆二	
主 査	福嶋 雅明	
主 査	井手口 剛	
主 査	関口 実	
主 査	鎌田 浩一（輝北総合支所産業建設課）	

主 査 鳥巢 良和（串良総合支所産業建設課）
主 査 下川路 茂（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 〔議事〕

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
 - ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
 - ・農地転用の事業計画変更について
 - ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
 - ・非農地証明について
 - ・農地利用（形質）変更届について
 - ・令和元年度地籍調査事業に伴う地目変更の意見決定について
 - ・農地移動適正化あっせん申出について
 - ・農地利用最適化推進委員の定数及び担当区域の変更について
 - ・農地利用最適化推進委員の選任について
 - ・営農型太陽光発電施設の設置に関する農地転用の取扱いについて
- 〔報告〕
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
 - ・農地転用の申請に伴う変更について
- 〔その他〕
- ・農地利用最適化推進委員の委嘱式
 - ・農業者年金加入推進研修会

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 榎原 辰夫 委員 ・ 障子田 勝 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和2年度 第7回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和2年10月23日（金） 開会 午前9時 閉会 午前10時40分

鹿屋市役所7階大会議室

（開会）

局長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和2年度 第7回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の委員の欠席は、新原委員の1名です。出席委員数は、20名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。推進委員の欠席は、田村委員、徳田委員の2名です。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号19番の榎原委員と、3番障子田委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の井手口主査を指名します。これより議事に入ります。

1頁、議案第51号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第51号、1頁から68頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。

公告年月日は、令和2年10月26日です。合計面積は、63万4千626㎡、うち更新分11万1千664㎡、内訳、田4万6千598㎡、畑54万5千957㎡、樹園地4万2千71㎡です。利用権を設定する者170人、設定を受ける者63人です。始期は、いずれも令和2年11月1日です。期間は、1年、3年、3年9ヶ月、5年、6年、10年、20年です。次の3頁から48頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。1番は、設定期間が1年で、賃借権で再設定。次の2番から5頁13番までは、設定期間が3年です。3頁、2番から4番までは全て賃借権で新規設定。

次に、4頁、5番から9番までは全て賃借権で新規設定。

次に、5頁、10番から12番までは全て賃借権で新規設定。13番は賃借権で再設定。

次に、6頁、14番は設定期間が3年9ヶ月で、賃借権で再設定。次の15番から15頁の52番までは設定期間が5年です。

6頁、15番から17番までは全て賃借権で新規設定。

次に、7頁、18番から21番までは全て賃借権で新規設定。

次に、8頁、22番から26番までは全て賃借権で新規設定。

次に、9頁、27番から29番までは全て賃借権で新規設定。

次に、10頁、30番から32番までは全て賃借権で新規設定。

次に、11頁、33番から37番までは全て賃借権で新規設定。

次に、12頁、38番は使用賃借権で新規設定。39番、40番は賃借権で新規設定。41番は賃借権で再設定。

次に、13頁、42番から45番までは全て賃借権で再設定。

次に、14頁、46番から50番までは全て賃借権で再設定。

次に、15頁、51番、52番は賃借権で再設定。次の53番から35頁の121番までは設定期間が6年です。15頁、53番、54番は賃借権で新規設定。

次に、16頁、55番から58番までは全て賃借権で新規設定。

次に、17頁、59番から61番までは全て賃借権で新規設定。

次に、18頁、62番から66番までは全て賃借権で新規設定。

次に、19頁、67番は賃借権で新規設定。68番は使用賃借権で新規設定。69番は賃借権で新規設定。70番は議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次に、20頁、71番から74番までは全て賃借権で新規設定。

次に、21頁、75番から78番までは全て賃借権で新規設定。

次に、22頁、79番は賃借権で新規設定。

次に、23頁、80番から82番までは全て賃借権で新規設定。

次に、24頁、83番から85番までは全て賃借権で新規設定。

次に、25頁、86番から88番までは全て賃借権で新規設定。

次に、26頁、89番から92番までは全て賃借権で新規設定。

次に、27頁、93番から95番までは全て賃借権で新規設定。

次に、28頁、96番から98番までは全て賃借権で新規設定。

次に、29頁、99番、100番は賃借権で新規設定。

次に、30頁、101番から104番までは全て賃借権で新規設定。

次に、31頁、105番から109番までは全て賃借権で新規設定。

次に、32頁、110番は、賃借権で新規設定。111番は議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。112番、113番は賃借権で再設定。

次に、33頁、114番から117番までは全て賃借権で再設定。

次に、34 頁、118 番から 120 番までは全て賃借権で再設定。

次に、35 頁、121 番は賃借権で再設定。次の 122 番から 46 頁の 166 番までは設定期間が 10 年です。35 頁、122 番は賃借権で新規設定。123 番、124 番は使用賃借権で新規設定。

次に、36 頁、125 番から 128 番までは全て賃借権で新規設定。

次に、37 頁、129 番から 131 番までは全て賃借権で新規設定。132 番は使用賃借権で新規設定。

次に、38 頁、133 番は賃借権で新規設定。134 番は使用賃借権で新規設定。135 番、136 番は賃借権で新規設定。

次に、39 頁、137 番、138 番は賃借権で新規設定。139 番は使用賃借権で新規設定。

次に、40 頁、140 番は使用賃借権で新規設定。141 番、142 番は賃借権で新規設定。143 番は使用賃借権で新規設定。

次に、41 頁、144 番から 147 番までは全て賃借権で新規設定。

次に、42 頁、148 番、149 番は使用賃借権で新規設定。150 番から 152 番までは全て賃借権で新規設定。

次に、43 頁、153 番、154 番は賃借権で新規設定。155 番は使用賃借権で新規設定。156 番は賃借権で新規設定。

次に、44 頁、157 番は賃借権で新規設定。158 番は使用賃借権で新規設定。159 番は賃借権で再設定。160 番は使用賃借権で再設定。161 番は賃借権で再設定。

次に、45 頁、162 番は賃借権で再設定。163 番から 165 番までは全て使用賃借権で再設定。

次に、46 頁、166 番は使用賃借権で再設定。次の 167 番から 47 頁の 171 番までは設定期間が 20 年です。46 頁、167 番は賃借権で新規設定。

次に、47 頁、168 番は、賃借権で新規設定。169 番、170 番は使用賃借権で新規設定。171 番は賃借権で再設定。以上です。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありました、3 頁、1 番の 1 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、3 頁、2 番から 5 頁、13 番までの 3 年もの 12 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、6 頁、14 番の 3 年 9 ヶ月もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、6頁、15番から、15頁、52番までの5年もの38件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定いたします。

次に、15頁、53番から、35頁、121番までの6年もの69件ですが、19頁、70番が鹿屋市農業委員会規則第28条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので有村委員に退席をいただき審議します。

(有村委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

下原 19頁の70番は、借人有村委員の同居している子どもさんが賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 有村委員に係る19頁、70番の6年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(有村委員：着席)

有村委員に係る案件は、許可と決定いたしました。

次に、32頁、111番が議事参与の制限にあたりますので福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

事務局の説明をお願いします。

下原 32頁の111番は、借人福元副会長が代表を務める法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 福元副会長に係る32頁、111番の6年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、許可と決定いたしました。次に、残りの6年もの27件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定いたします。

次に、35 頁、122 番から、46 頁、166 番までの 10 年もの 45 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定いたします。

次に、46 頁、167 番から、47 頁、171 番までの 20 年もの 5 件です。ご異議ありませんか。

郷 原 11 番の郷原です。168 番ですが、登記地目が山林となっていますが、このような土地も農業委員会の許可が必要なのでしょうか。

下 原 現況が畑であれば、農業委員会の許可が必要になります。

議 長 他にございませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定いたします。

次に、49 頁、「農業経営基盤強化法に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 所有権移転について、49 頁から 53 頁です。49 頁で説明します。公告年月日は令和 2 年 10 月 26 日、合計面積は、4 万 5 千 501 m²です。うち、田 1 千 421 m²、畑 4 万 4 千 80 m²です。所有権を移転する者 8 人、所有権の移転を受ける者 6 人です。

50 頁をご覧ください。1 番から 52 頁の 8 番までは、全て所有権移転協議成立したものです。以上です。

議 長 ただいま、説明がありました、所有権移転協議が成立したものの 8 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、54 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

下 原 中間管理権設定については、54 頁から 68 頁です。54 頁で説明します。公告年月日は、令和 2 年 10 月 26 日です。合計面積は、畑 14 万 9 千 152 m²です。利用権を設定する者 54 人、利用権の設定を受ける者 10 人で、全て新規設定であります。始期は、令和 2 年 11 月 1 日で、期間は 6 年 4 ヶ月、7 年 11 ヶ月、10 年です。

55 頁をご覧ください。貸人から公社への設定期間、権利区分別です。1 番は、設定期間が 6 年 4 ヶ月で、賃借権。2 番から 4 番までは設定期間が 7 年 11 ヶ月で、全て賃借権。次の 5 番から 62 頁の 54 番までは、設定期間が 10 年です。

55 頁、5 番から 8 番までは全て賃借権。

次に、56 頁、9 番から 15 番までは全て賃借権。

次に、57 頁、16 番から 19 番までは全て賃借権。20 番は、使用賃借権。21 番から 23 番までは全て賃借権。

次に、58 頁、24 番から 28 番までは全て賃借権。

次に、59 頁、29 番から 36 番までは全て賃借権。

次に、60 頁、37 番から 44 番までは全て賃借権。

次に、61 頁、45 番、46 番は賃借権。47 番は使用賃借権。48 番から 50 番までは全て賃借権。

次に、62 頁、51 番から 54 番までは全て賃借権。次の 55 番からは公社から借人への転貸設定です。55 番は設定期間が 6 年 4 ヶ月で、賃借権。56 番は設定期間が 7 年 11 ヶ月で賃借権。

次に、63 頁、57 番から 67 頁の 66 番までは設定期間が 10 年です。

63 頁、57 番、58 番は、賃借権。次の 59 番は 66 頁にかけて、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。

次に、66 頁、60 番は農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。61 番から 63 番までは全て賃借権。

次に、67 頁、64 番は賃借権。65 番は使用賃借権。66 番は賃借権。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、貸人から県地域振興公社への貸出が、55 頁、1 番の 6 年 4 ヶ月もの 1 件と、2 番から 4 番の 7 年 11 ヶ月もの 3 件と、55 頁、5 番から 62 頁、54 番の 10 年もの 50 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、県地域振興公社から転貸設定の 62 頁、55 番の 6 年 4 ヶ月もの 1 件と、56 番の 63 頁に掛ける 7 年 11 ヶ月の 1 件と、63 頁、57 番から 67 頁、66 番ですが、63 頁、59 番から 66 頁、60 番までが農業委員会の取決め制限にあたりますので、清水委員に退席をいただき審議します。

(清水委員：退席)

63 頁、59 番から 66 頁、60 番までについて事務局の説明をお願いします。

下 原 63 頁の 59 番から 66 頁の 60 番までは、借人清水委員が役員を務める法人が賃借権、使用賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 清水委員に係る 10 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(清水委員：着席)

清水委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 62 頁 55 番の 6 年 4 ヶ月もの 1 件と、56 番の 7 年 11 ヶ月の 1 件と、63 頁 57 番、58 番と、66 頁 61 番から 67 頁 66 番までの 10 年もの 9 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 69 頁、議案第 52 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 52 号、69 頁から 72 頁です。72 頁で説明します。今回は所有権移転 14 件です。内訳は田 6 筆、5 千 426 m²、畑 12 筆、1 万 8 千 250 m²、計 18 筆、2 万 3 千 676 m²です。

初めに 69 頁です。1 番は畑 1 千 127 m²の売買です。2 番は田 1 千 77 m²の売買です。3 番は田 967 m²の売買です。4 番は畑 1 千 183 m²の売買です。5 番は次の頁にかけて、畑 1 千 426 m²の売買です。

次に、70 頁、6 番は畑 1 千 232 m²の売買です。7 番は畑 3 千 720 m²の売買です。8 番は畑 914 m²の売買です。9 番は畑 2 千 363 m²の売買です。

次に、71 頁、10 番は畑 3 千 802 m²の売買です。11 番は畑 423 m²の売買です。12 番は畑 2 千 60 m²の贈与です。13 番は田 1 千 94 m²の売買です。14 番は次の頁にかけて、田 2 千 288 m²の贈与です。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました農地法第 3 条の許可申請 14 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、73 頁、議案第 53 号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 53 号、73 頁の 1 件です。1 番は、当初の計画で事業を進めていましたが、隣接地も地権者との交渉が完了し、同時に造成し駐車場を拡充したいので、今回、追加で取得整備するものです。76 頁、5 条申請の 7 番と関連です。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しました 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、74 頁、議案第 54 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 54 号、74 頁です。今回は 1 件で畑 2 筆、2 千 794 m²となっています。1 番は牛舎、堆肥舎を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しました 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、75 頁、議案第 55 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 55 号、75 頁から 79 頁です。79 頁で説明します。今回は 20 件で畑 25 筆、1 万 9 千 23 m²となっています。

75 頁をご覧ください。1 番は一般住宅、車庫を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

2 番は建売住宅、道路を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

3 番は建売住宅を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

4 番は一般住宅、カーポートを整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

5 番は一般住宅、駐車場を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

次に、76 頁、6 番から 79 頁の 20 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、76 頁、6 番から 9 番までを有村委員に、77 頁、10 番から 13 番までを上穂木委員に、77 頁、14 番から 78 頁、17 番までを、中塩屋委員に、79 頁、18 番から 20 番を谷口委員に報告をお願いします。

有 村 議席番号 18 番の有村です。去る 10 月 14 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。まず、76 頁の 6 番ですが、申請地は市役所の南西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に太陽光発電所を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、申請地の周辺も太陽光施設の整備を計画しており、雨水排水については、十分な対策を行うよう指導したところ です。

次に7番ですが、事業計画変更の1番と関連です。申請地は徳田脳神経外科の北東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された、第1種農地と判断されます。申請者は市内の医療法人で、申請地に隣接する病院施設の駐車場を整備する計画です。既存施設面積（1万5千543㎡）に対し、今回申請面積（647㎡）と前回申請面積（1,648㎡）の合計面積（2,295㎡）が、2分の1以下と認められることから、第1種農地の許可要件である「既存施設の拡張」に該当すると判断しました。

次に8番ですが、9番も関連がありますので、併せて報告します。申請地は上野公民館の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅、駐車スペース、通路を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、一般住宅の面積基準の500㎡を超えていますが、住宅への通路が必要なため、理由書を添付しての申請です。

以上、6番から9番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

上穂木 推進委員の上穂木です。去る10月14日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、77頁の10番ですが、申請地は高須中学校跡地の北東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、通路の確保のため、隣接地の通行承諾書の添付と、雨水排水については、十分な対策を行うよう指導したところです。

次に11番ですが、申請地は吾平小学校の西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に12番ですが、申請地は吾平小学校の南西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 13 番ですが、申請地は吾平町家畜指導センターの北西に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に太陽光発電設備を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、雨水排水については、十分な対策を行うよう指導したところです。

以上、10 番から 13 番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

中塩屋 議席番号 1 番の中塩屋です。去る 10 月 15 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

77 頁の 14 番ですが、申請地は園田クリニックの南西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された、第 1 種農地と判断されます。申請者は市外の不動産、建設業の法人で、申請地に建売分譲 8 棟を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 78 頁の 15 番ですが、申請地は東原小学校の南西に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 16 番ですが、申請地は上高隈町の重田公民館の南に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。申請地は周辺地域より高台に位置しているため雨水排水については、隣接する農地や低い所にある住宅等に流水しないよう、十分な対策を行うよう指導したところです。また、既に砂利等を敷き詰めている箇所があり、事前着工についての厳重な注意と始末書の提出も指導したところです。

次に 17 番ですが、申請地は輝北町上百引の諏訪多目的センターの南西に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である

「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、14番から17番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

谷 口 推進委員の谷口です。去る10月15日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

79頁の18番ですが、申請地は細山田中学校の北西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に19番ですが、申請地は細山田中学校の南に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に20番ですが、申請地は串良町下小原公民館の南に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、雨水排水については、十分な対策を行うよう指導したところです。

以上、18番から20番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました、75頁から79頁までの許可申請20件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、80頁、議案第56号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第56号、80頁から86頁です。80頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は6件で、畑1千787㎡、その他1千219.3㎡、計3千6.3㎡となっています。

次の81頁から86頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、80頁1番から3番までを、榎原委員に、4番から6番までを、永山委員に報告をお願いします。

榎原 議席番号19番の榎原です。去る10月14日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。80頁をご覧ください。

まず1番ですが、周辺図等は81頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、鹿児島部品本社工場の北に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地と判断されます。申出人は市内の方で、申出地に一般住宅を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第1種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われる、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に2番ですが、周辺図等は82頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、吾平駐在所の南に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地と判断されます。申出人は市内の方で、申出地に整備工場・作業場兼重機置場を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第1種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われる、転用許可の見込みがあると判断しました。なお、すでに砂利が敷いてあることから、始末書の提出を求めました。

次に3番ですが、周辺図等は83頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、南部給食センターの北東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地と判断されます。申出人は市内の方で、申出地に農家住宅を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第1種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われます。なお、地目が宅地で現況も農地では無いことから農地法の許可は不要と判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外は支障がないと判断しました。

永山 推進委員の永山です。去る10月14日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

まず4番ですが、周辺図等は84頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は畜産環境センターの南東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地と判断されます。申出人は市内の方で、申出地に一般住宅を整備する計画です。除外面積が、既存の建物敷地面積の2分の1以内であることから、不許可の例外である「既存施設の拡張」に該当すると思われます。なお、地目が雑種地で現況も農地ではないことから、農地法の許可は不要と判断しました。

次に5番ですが、周辺図等は85頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、高尾地区公民館の北に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地と判断されます。申出人は、市内の方で、申出地に隣接する店舗の駐車場を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第1種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に6番ですが周辺図等は86頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は東原インターの北東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。申出人は市内の方で、申出地に飼料用タンクを整備する計画です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外、用途変更は支障がないと判断しました。

議長 　ただいま、説明、報告がありました6件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、87頁、議案第57号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 　議案第57号、87頁です。今回は2件で、田1筆、1千812㎡、畑1筆、148㎡、計2筆、1千960㎡です。1番は、現況が山林であり、農振除外が決定されましたので、非農地として認定するものです。2番は、記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、87頁2番を、有村委員に報告をお願いします。

有村 　議席番号18番の有村です。去る10月14日、記載の2名の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

87頁の2番ですが、申請地は、菅原小学校跡地の南東に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。現地は道路わきの海岸沿いのがけ地で周辺の山林と一体化しているような土地で、状況からしても、20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 　説明、報告がありました2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、88 頁、議案第 58 号「農地利用（形質）変更届について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 58 号 88 頁です。今回は 1 件、田 2 筆、1 千 782 m²です。内容は記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、堀之内委員から報告をお願いします。

堀之内 議席番号 2 番の堀之内です。去る 10 月 15 日に、記載の委員と事務局で農地利用形質変更届に伴う現地調査を行いましたので、報告します。88 頁の 1 番ですが、申請地は吾平町の鉄道記念公園の西に位置し、変更内容は、湿田のため耕作困難な田んぼを隣接道路の高さまで盛土をし、育苗用ビニールハウスを設置することでした。周辺農地の地権者の同意もあり、盛土により隣接農地や道路に土砂が流出しないように排水に十分、留意することから、調査員としましては、形質変更は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 説明、報告がありました 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件は受理と決定します。

次に、89 頁、議案第 59 号「令和元年度地籍調査事業に伴う地目変更の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 59 号、89 頁から 93 頁です。89 頁をご覧ください。令和元年度地籍調査事業調査地区に係る地目変更について照会があったものです。地籍調査推進員につきましては、第 1 回総会において、南町は榎原委員、下高隈町は園田委員、吾平町麓は堀之内委員を推薦し、任命されているところです。

90 頁をご覧ください。それぞれの調査地区において、農地から農地以外の地目へ変更するものと、農地以外の地目から農地へ変更するものについて、現地調査を行っております。事業実施区域図については、次の 91 頁から 93 頁に記載してあります。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、榎原委員、園田委員、堀之内委員に調査結果の報告をお願いします。

榎 原 議席番号 19 番の榎原です。令和元年度に実施された地籍調査に伴う地目変更について報告します。90 頁をご覧ください。農地から他の地目に変更するもの合計 175 件、19 万 4 千 33 m²、他の地目から農地へ変更するもの合計 11 件、1 万 1 千 560 m²については、現地調査の結果、提案してある地目変更のとおりであり、なんら問題ありませんでした。以上です。

園 田 議席番号 14 番の園田です。令和元年度に実施された地籍調査に伴う地目変更について報告します。90 頁をご覧ください。農地から他の地目に変更するもの合計 90 件、12 万 6 千 949 m²、他の地目から農地へ変更するもの 0 件については、現地調査の結果、提案してある地目変更のとおりであり、なんら問題ありませんでした。以上です。

堀之内 議席番号 2 番の堀之内です。令和元年度に実施された地籍調査に伴う地目変更について報告します。90 頁をご覧ください。農地から他の地目に変更するもの合計 27 件、1 万 5 千 443.47 m²、他の地目から農地へ変更するもの合計 5 件、1 千 36.84 m²については、現地調査の結果、提案してある地目変更のとおりであり、なんら問題ありませんでした。以上です。

議 長 ただいま、調査報告がなされましたが、地籍調査に伴い地目を変更するものです。90 頁、南町の一部の農地から農地以外の地目へ変更するもの 175 件、農地以外の地目から農地へ変更するもの 11 件、下高隈町の一部の農地から農地以外の地目へ変更するもの 90 件、吾平町麓の一部の農地から農地以外の地目へ変更するもの 27 件、農地以外の地目から農地へ変更するもの 5 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、その旨を市長部局へ報告します。

次に、94 頁、議案第 60 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 60 号、94 頁から 130 頁です。今回新たに譲渡希望が 112 頁、223 番から 113 頁、226 番まで、次に賃貸借希望が 128 頁、200 番から 129 頁、203 番までですので、お目通しください。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これからの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

112 頁、土地の所有者からの譲渡希望の 223 番を障子田委員と鶴田委員に、224 番を田中委員と田村委員に、225 番を上之原委員と永山委員に、226 番を倉田委員と高田委員にお願いします。

次に 128 頁、賃貸借希望の 200 番を園田委員と徳田委員に、201 番を堀之内委員と大園委員に、129 頁の 202 番を村山委員と本村委員に、203 番を寺下委員と持増委員にお願いします。

131 頁、議案第 61 号「農地利用最適化推進委員の定数及び担当地区の変更について」を議

題とします。事務局の説明をお願いします。

局長 議案書 131 頁、議案第 61 号「農地利用最適化推進委員の定数及び担当区域の変更について」ですが、6月の総会で委員数を、鹿屋地区を 16 名から 20 名に、串良地区を 12 名から 10 名に、輝北地区を 8 名から 6 名に、吾平地区を 6 名のままで検討すると承認いただき、その後、運営委員会で担当区域を協議してまいりました。その結果、記載の区域割となったところです。詳細については、別冊の資料に農地利用最適化推進委員の定数、各地域の担当区域について記載してありますので、お目通しください。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農業委員・推進委員の定数を鹿屋地区 20 名、串良地区 10 名、輝北地区 6 名、吾平地区 6 名とし、担当地区の割り振りについては、別紙のとおりと決定します。

132 頁、議案第 62 号「農地利用最適化推進委員の選任について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

局長 推進委員候補者の選考は、鹿屋市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第 8 条で、農業委員会の農地利用最適化推進委員選考委員会に意見を求めるものとされており、去る 10 月 20 日(火)に農地利用最適化推進委員選考委員会を開催しました。今回、推進委員の欠員に伴い、9 月 11 日から 10 月 12 日までの約 1 ヶ月間、公募を実施した結果、農家推薦で 1 名の応募があったところです。

農地利用最適化推進委員選考委員会では、推進委員候補者の面接行い、鹿屋市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価基準内規の 5 つの評価項目で評価いたしました。1 つ目が志望意欲・活動に対する認識、2 つ目が公の職歴、3 つ目が農業に関する知識・見識、4 つ目が推進委員としての適格性、5 つ目が将来性・要件となっており、これらの項目を評価しましたが、応募者が 1 名だったこともあり、松元 渡さんを選任することになり、本日総会で承認いただく運びとなったところです。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、農地利用最適化推進委員の選任について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので松元 渡さんを農地利用最適化推進委員として選任いたします。

133 頁、議案第 63 号「営農型太陽光発電施設の設置に関する農地転用の取扱いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 63 号 133 頁、134 頁です。説明に入ります前に、訂正をお願いします。133 頁の 1 の現状及び課題の欄の上から 4 行目、「地域からの苦情が出ている。」としておりますが、「地域からの不安の声が出ている。」に訂正をお願いします。それでは説明いたします。

営農型太陽光発電施設は、農作物の栽培を継続しながら、農地に支柱を立てて、上空に太陽光発電施設を設置するものですが、設置する場合は支柱部分について、一時転用許可を受ける必要があります。一時転用の期間は営農者が認定農業者等である場合は、10 年以内となっており、それ以外は 3 年以内となります。一般の太陽光発電施設は原則として農振農用地区域内農地や 1 種農地では設置できませんが、営農型太陽光発電施設は許可の条件を満たせば、一時転用という形で設置することが可能です。今回、営農型太陽光発電施設の農地転用について、課題が出てきましたので、今後の取扱いを検討するものです。

1 の現状及び課題に対する対応方針（案）について、一つ目には、これまで許可があったのは、茶の 16 件ですが、現在、申請中のものが茶 17 件、サカキ 1 件であり、今後も申請が見込まれるところです。これらの設置場所については、農振農用地区域内にあるため、生産者などから不安の声が出ている状況です。

対応方針としましては、農林水産課とも協議を行ったところですが、営農型太陽光施設を設置する場合は、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれがないことが許可の条件であるため、計画の位置が周辺の農業上の利用に支障がないか審査するとともに、隣接農地の所有者等とトラブルが生じないよう事業者に同意書の提出を求めたいと考えています。二つ目には、すでに転用許可を受けている案件で、現在の事業計画では農作物の収量見込が地域の平均単収に比べ 2 割以上減少し、許可の基準を満たしていないのではないかとという疑問が生じていることです。対応方針としましては、一時転用の許可は県知事許可ですが、今後の申請手続については、農業委員会においても計画の妥当性を慎重に判断したいと考えています。

なお、収量見込については、その根拠を明確にするなど事業計画を十分に審査した上で、許可の基準を満たしているか判断を行うこととします。

次に、2 の総会審議までのスケジュール（案）については、申請中の案件の今後の審査の流れを記載しているところです。まず、11 月中には、転用許可済の完成した施設を含む現地調査により事業計画の審査をお願いしたいと考えています。調査員は、会長・副会長や対象作物に専門知識を有する委員、施設を設置する地区の委員を考えています。その後、12 月に定例の 4、5 条調査を経て、総会での審議をお願いしたいと考えています。この審査の流れは、新たに申請があった場合も同様にしたいと考えています。

次の頁をご覧ください。営農型太陽光施設の審査項目について記載しておりますので、お目通しください。なお、審査基準等については、適宜、調整を行うこととします。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から営農型太陽光発電施設の設置に関する転用の取扱いについて説明がありました。委員の皆様方から何かありませんか。

新 村 　　4番新村です。私の担当区域でもかなり許可が出ているのですが、新規に申請する場合でも同じような取り扱いすると説明がありましたが、134頁の審査項目がありますが、事業計画者が記載すると思いますが、遮光率とか事業者が測定して、記載された内容を元に調査委員が総会で報告して、最終的に決定をするのか教えてください。

下 原 　　事業計画については事業者の方から申請書とともに提出されます。この審査項目につきましては、事業計画書に基づき、許可の基準である項目を掲げてあります。この審査表に基づいて審査をしていくことになります。遮光率や収量の見込みは事業者が計画したものについて、専門的な知識を有する方の意見書が申請書に添えられていますので、それを見ながら、許可の基準の判断として、現地調査により確認をしていくことになります。その後、総会に報告して審議をして頂くという流れになります。

議 長 　　他にございませんか。

寺 下 　　16番の寺下です。3年前に計画があるということで、私も呼ばれまして現地を見まして鹿児島県でも初めてということで許可を出した経緯があります。書類等も揃っていたということで許可が出ています。私が懸念するのは台風が来た場合、高さが2メートル以上もある施設で風速40メートルまで対応できると設計士が言っておりましたが、現在は風速80メートルの風も予想されるなか、設置の仕方がどうなのかと気になっております。また検討して頂ければと思います。

新 村 　　県内全部がこのような対応しているのか、鹿屋市農業委員会が独自の対応なのか教えてください。

下 原 　　鹿屋市独自の対応ということで提案しております。

議 長 　　他にございませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、今後、営農型太陽光発電施設があった場合は、このように取扱うことに決定いたします。

次に、135頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下 原 　　合意解約について、135頁から140頁です。140頁で説明します。今回は23件で、田6筆、

9千160㎡、畑37筆、7万493㎡、計43筆、7万9千653㎡です。これらは全て、第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。

初めに、135頁です。1番は借人死亡。2番は借り手の都合。3番は売買のため。4番、5番は借り手の都合。

次に、136頁、6番は売買のため。7番は借り手の都合。8番は借り手の変更。

次に、137頁、9番は売買のため。10番は中間管理機構への貸出しのため。11番は貸し手の都合。

次に、138頁、12番、13番は売買のため。14番は借り手の都合。15番、16番は借り手の変更。

次に、139頁、17番は売買のため。18番は借り手の変更。19番は売買のため。

次に、140頁、20番は売買のため。21番は借り手の変更。22番は借り手の都合。23番は売買のため。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、135頁から140頁まで23件の合意解約です。報告しておきます。

次に、141頁、「農地転用の申請に伴う変更について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下 原 1番は、第5回総会で審議した5条申請に伴う変更の手続です。この案件は当初の計画で事業を進めていたところですが、事業面積を縮小することになったため、当初の申請を取下げして、再申請となったものです。申請地は原則許可の第3種農地であり、計画面積が26㎡の減少で、当初の計画とほぼ変更はないため、会長専決処分で手続を進めましたので、報告とさせていただきます。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり農地転用の申請に伴う変更については、専決処分で手続きを進めたものです。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので報告しておきます。以上で、第7回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

議 長 無ければ、私の方から運営委員会の報告をいたします。

9月23日開催の運営委員会では、各地区における担当区域について、これまで各地区において協議した変更案を訂正しました。訂正箇所は、鹿屋地区については、西祓川町、新栄町、新生町を5地区に変更。串良地区については、下之段、竹下堀、入部堀、東新堀、西新

堀を、1地区に変更。輝北地区については、徳留、仮屋、福岡を1地区に、竹下を2地区に、上平房を3地区に変更し、上場団地を1地区に追加。吾平地区については、門前、新地、中福良を2地区に、麓中、麓東、麓西、楡上、楡下を3地区に変更。以上のように変更し、現在に至っています。

次に、10月20日に開催した運営委員会での報告をいたします。

農地利用最適化推進委員の定数及び担当区域の変更についてと、農地利用最適化推進委員の選任については、議案第61号と議案第62号で審議いたしましたので、省略し2件報告します。まず1件目が、農用地利用集積促進事業利用権設定の助成金ですが、農地中間管理機構を活用した農地の集積を推進するために、市が単独で交付している助成金については、平成31年度から廃止するとして、平成28年9月総会で承認を得ておりましたが、平成30年11月総会に於いて、継続していくとなりました。

しかしながら、この事業は、本市の事務事業の見直しの対象事業ともなっており、いずれは廃止となるものです。早急な前倒しでの廃止は困難ですが、現農業委員等の任期も令和3年であることから、令和4年からの廃止に向けて検討すると報告しておりました。

事務局としては、今年度中に助成金の廃止の決定を承認いただき、令和4年度からの廃止を進めていくとのことでした。

2件目も、利用権設定助成金の件ですが、新型コロナウイルス感染症の発生により、国の支援策として影響を受けた野菜、花き、果樹、茶等の高収益作物について、次期作における資材や機械の導入等の生産活動に対する支援高収益作物次期作支援交付金がありますが、申請する土地については、自己所有地か利用権設定の手続きがされている土地が条件になっていることから、利用権設定の申出が急激に増加し、市の助成金の予算が不足している状態です。

新型コロナウイルス感染症に伴う突発的なもので、補正をしなければならないものですが、農用地利用集積促進事業助成金交付要綱第4条第4項に、当該農用地が、国・県等の助成金等の対象となっていないこととあるため、国の支援策対象者の調査をして、精査したうえ3月補正で一括して支給することとしています。

現在、お手元の別紙のとおり、利用権設定をしている認定農業者に国の支援を受けたか、または受ける予定があるかの調査を実施しているとのことでした。

以上で運営委員会の報告を終わります。

局長 只今、会長から運営委員会の報告があり、利用権設定の助成金は、今年度中に廃止の決定を承認いただき、令和4年度からの廃止として進めていくとの報告でしたが、運営委員会終

了後に令和3年度予算について財政課から、農用地利用集積促進事業予算の削減を提示されました。

これを受けて検討した結果、事務局としては、利用権設定の助成金は、農業委員、推進委員の改選に併せて前倒しとなりますが、令和3年7月をもって廃止したいという考えに至りました。令和3年度予算提出の締め切りが、10月28日、来週の水曜日と期間がなく急遽、委員の皆様にお諮りしなければならなくなりましたところでは。

議長 ただいま、事務局から利用権設定の助成金について、令和3年7月をもって廃止したいとの説明がありましたが、委員の皆様方から何かありませんか。

利用権設定の助成金について、令和3年7月をもって廃止することとしてよろしいですか。

「異議なし」

それでは、利用権設定の助成金について、令和3年7月をもって廃止することに決定いたします。

次長 それでは先程、農地利用最適化推進委員の選任について承認いただきましたので、委嘱式を開催いたします。それでは松元 渡様は前のほうへお進みください。

(辞令交付)

この後、総会終了後に農業者年金加入推進研修が行われますのでよろしく申し上げます。

局長 それでは11月の調査委員を申し上げます。

11月11日、水曜日、4条5条の調査が障子田委員、本村委員でございます。

11月11日、水曜日、農振調査が新村委員、田村委員でございます。

11月12日、木曜日、4条5条の調査が上之原委員、松元委員でございます。

11月12日、木曜日、3条調査が寺下委員、藏ヶ崎委員でございます。

11月の総会は、11月20日金曜日の9時からとなります。

議長 他にございませんか。ないようですので、これをもって令和2年度第7回鹿屋市農業委員会総会を閉会いたします。

局長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉会)